

NO.	質問内容	回答
1	系統線と自営線をどの程度の割合で活用したマイクログリッドであれば申請可能でしょうか。	系統線が活用されていれば、系統線の活用割合に関わらず申請は可能です。
2	同一申請者が複数の申請を出しても良いのでしょうか。	マイクログリッド単位での申請となりますので、マイクログリッドの範囲が重複していなければ、複数申請することは可能です。
3	公募要領P.5「1-4 補助対象となる事業 1)③」に記載の、マイクログリッドで活用する再生可能エネルギー発電設備および需給調整設備は、事業者が新規で設置する必要があるのでしょうか。あるいは既存の発電設備の活用でも可能でしょうか。	マイクログリッドに活用する設備は既設でも構いません。
4	交付申請の時点で、一般送配電事業者や地方公共団体と事前協議を実施している必要があるのでしょうか。	地域の系統線の活用や、地域の防災や災害対応施設、地域の需要家が関係する事業のため、交付申請の時点で関係者と事前協議が実施されていない場合は、当該マイクログリッド構築の実現性に疑義が生じます。 公募要領P.24「3-2 審査項目 採択しない事例」についても併せてご確認ください。
5	補助対象経費に、交付決定日前に発注した分を含めることは可能でしょうか。	<p>交付決定日より前に契約・発注をしたものはすべて補助対象外です。 同様に、交付決定日より前に発生した人件費もすべて補助対象外です。 以下の図をご参考ください。</p> <p style="text-align: center;"><b>【補助事業における調達補助対象可否判断例】</b></p>
6	「外部有識者で構成される検討委員会」として選定する有識者の基準はあるのでしょうか。	公募要領P.8「1-4 補助対象となる事業 ※7」に記載の通り、地域に有益な事業であるかを公正に確認するため、外部有識者は委託先や外注先等の利害関係者以外から選定してください。
7	検討委員会を構成する外部有識者は何人必要なのでしょうか。	多角的な観点で計画を評価いただくことを目的としているため、複数名（2名以上）必要です。
8	公募要領P.13「1-10 補助事業期間」に、「3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。」とありますが、申請の時点で、3者分の見積書が揃っていないといけないのでしょうか。	申請時点では3者分の見積は必要ではありません。補助事業の実施時には、公募要領P.20「2-6 補助事業の開始について」に記載の通り、3者分以上の見積の取得が必要です。
9	添付資料4 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写しとして直近3期分の提出が必要とありますが、設立間もないので3期分が提出できない場合はどうすればよいのでしょうか。	提出可能なすべての期間の財務諸表を提出してください。
10	公募要領P.18「2-1 事業全体のスケジュール」において、実績報告書提出後に「成果報告会（実施予定）」の旨の記載がありますが、これはどういったものなのでしょうか。	実績報告書をご提出いただいた後に、策定した計画の概要や事業の成果を発表する場を設け、補助事業者の方に発表いただく予定です。どのような形で発表いただくかは、監督省庁含め協議中です。